第2編 運営費補助金制度 (ソフト事業等)

【企画財政部】

#### 地域元気アップ協働事業補助金

県補助金 制度区分

所管省庁

(ふるさと創造資金 地域づくり支援枠)

県担当課 地域振興担当 (内線2768) 地域政策課

支 援 目

地域の活力を活かした全員参加の地域づくりを支援するため、市町村と地域団体等が連携して地域の共 通課題の解決を目指す取組を支援する。

的

[対象事業]

市町村と地域団体等からなる実行委員会が、その構成団体の連携のもと実施する地域の共通課題の解 支 決に資するソフト事業。

[対象経費]

補助対象事業に要する経費。ただし以下の経費を控除する。

援 ①経常的な維持管理等にかかる経費

②備品購入費(専ら当該ソフト事業に使用する備品でリース等による対応が困難な場合を除く)

③報償費(講師等謝金を除く)、旅費(講師等費用弁償を除く)、食糧費、交際費。

内 〔支援金額(率)〕

補助対象経費の1/2以内で実行委員会あたり1,000万円以内。

〔対象団体〕

容 市町村に事務局を置く実行委員会

※ただし事業の実施上、特に必要と認める団体等に事務局を置く必要がある場合には別途協議する

2 1 年度 1,200,000千円のうち一部

20年度 100,000千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 未定

20年度 8件(深谷市、小鹿野町等)

〔根拠法令・要綱等〕地域元気アップ協働事業補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 事業期間 単年度 採択期限 特になし

【企画財政部】

# 広域連携支援事業

(ふるさと創造資金 地域づくり支援枠)

制度区分 県補助金 所管省庁

県担当課 地域政策課 地域振興担当(内線2768)

支 基礎自治体である市町村の効率的・効果的な行政運営に資するため、市町村等が広域的に連携して取り援組む事業を支援するものである。 目

的

支

援

容

〔対象事業〕

地域の実情に応じ、補助事業者が自主的かつ主体的に取り組む事業で、次のいずれかに該当する事業

〔事業種別〕	〔対象団体〕	〔補助事業費〕
1 広域的な行政課題の解決		100万円以上のソフト事業
に資する事業	(2) 広域行政機構、まちづくり協議会、任意	
	協議会、一部事務組合、法定合併協議会	
2 市町村の合併の推進に資		
する事業	同上	同上
3 広域的な連携に資する事		
業で知事が特に必要と認め	同上	同上
る事業		

| L つ事業 内 ※ 複数

※ 複数市町村が対象団体となる場合、補助事業費中「100万円以上のソフト事業」については、1市町村当たりの事業費が50万円以上であることが必要。

[対象経費]

市町村:補助事業に要する経費のうち一般財源に係る経費

一部事務組合・広域行政機構・まちづくり協議会等:補助事業に要する経費から、構成市町村負担金以 外の特定財源を除いた経費

[支援金額(率)]

補助対象経費の2分の1以内

[予 算 額] 21年度 1,200,000千円のうち一部

20年度 1,100,000千円のうち一部

[採択件数·採択例] 21年度 未定

20年度 5件 多文化共生について調査研究事業 他

[根拠法令·要綱等] 広域連携支援事業費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] [組合せ出来る他制度]

【企画財政部】

#### 法定合併協議会助成事業

(ふるさと創造資金 合併推進枠)

制度区分 県補助金

所管省庁

**県担当課** 地域政策課 合併担当(内線2794)

援 法定合併協議会を設置した市町村に対し、その事業経費の一部を助成することにより円滑な運営を支援 目 するものである。

的

[対象事業]

法定合併協議会が実施する、合併市町村基本計画や将来構想の策定・調査、住民説明会等の開催など

支

[対象経費]

補助対象事業費を市町村の負担金の割合ごとに按分し、当該按分後の額から国庫支出金等の特定財源及び人件費を控除した額

援

[支援金額(率)]

補助対象経費の4分の1以内(1市町村あたり毎年度200万円を補助限度額とする)

内

[対象団体]

法定合併協議会を設置した、埼玉県市町村合併推進構想に位置付けられた構想対象市町村

〔採択件数・採択例〕21年度 (未定) 20年度 10件 19,428千円

[根拠法令・要綱等] 法定合併協議会助成事業費補助金交付要綱

[事業期間·採択期限] (法定合併協議会設置期間)

[組合せ出来る他制度]

【企画財政部】

# 合併準備支援事業(ふるさと創造資金 合併推進枠)

制度区分 県補助金 所管省庁

県担当課 地域政策課 合併担当(内線2794)

| 支 | 市町村合併に伴い必要となる合併準備・移行経費(電算システム統合経費、庁舎改修経費など)に対し | 援 | て交付金を交付することにより、市町村における合併に向けた準備が円滑に行われるとともに、合併後に | 目 | おける行政サービスが円滑に実施されるよう支援を行うものである。

的

〔対象事業〕

合併市町村への円滑な移行に資するための事業

支

〔対象経費〕

交付対象事業費(人件費等を除く)のうち、国庫支出金等の特定財源を控除した額

援 〔支援金額(率)〕

合併市町村(合併関係市町村を含む)ごとの事業期間を通じた交付金の総額は下記の算式により得られた額を限度とする。

**|内**| 交付金額 = 8,000万円 + 2,000万円 × (合併関係市町村数 − 2)

〔対象団体〕

埼玉県市町村合併推進構想に位置付けられた構想対象市町村である合併関係市町村及び合併市町村

[予 算 額] 21年度 680,000千円 20年度 80,000千円

[採択件数・採択例] 21年度 (未定) 20年度 0件

〔根拠法令・要綱等〕合併準備支援事業交付金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕合併前年度・合併年度・合併次年度

[組合せ出来る他制度] ふるさと創造貸付金

【企画財政部】

#### バス路線維持対策補助

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 交通政策課 総合交通体系・バス・航空担当

支 援 乗合バスの規制緩和後、生活交通として県民の日常生活を支えるバス路線の維持、確保を図る。

目的

#### 〔対象事業〕

補助対象市町村が民営路線バス事業に対して行う補助事業及び廃止代替バスとして市町村が自らバス輸送を行う事業

支

#### [事業要件]

1 埼玉県生活交通確保対策地域協議会において、地域の生活交通としての維持・確保が必要と認められた民営バス路線

(過疎地域等のバス路線も含む)

2 埼玉県生活交通確保対策地域協議会において、地域の生活交通としての維持・確保が必要と認められた、廃止代替バスとして市町村が自ら運行または民間事業者への依頼により実施しているバス路線(過疎地域等のバス路線も含む)

内

援

[対象経費]

運行費

容 「支援金額(率)〕

補助対象経費の1/2以内

[対象団体]

市町村

〔採択件数·採択例〕21年度 10件(予定)

20年度 10件 秩父市、横瀬町、皆野町、ときがわ町他

[根 拠 法 令 · 要 綱 等] 生活維持路線確保対策費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 特になし [組合せできる他制度] 特になし

- 40 -

【総務部】

#### 個人住民税納税率アップ事業補助金 制度区分 県補助金 所管省庁

(ふるさと創造資金 緊急重点事業推進枠)

県担当課 特別徴収課税調査課(内線2642)

税源移譲に伴い、個人住民税(個人県民税・個人市町村民税)の納税率アップは県・市町村共通の課題 である。個人県民税の賦課徴収は市町村が実施しているが、市町村では対策を検討しても財政的な理由か ら実施が困難な場合がある。そこで、効果的、効率的な納税率アップ対策を支援する。 目

的

支

[対象経費]

・初期滞納者対策に有効な電話催告を行う「催告センター」の設置経費

・効率的な滞納整理を行うための電算システム整備経費等

[支援金額(率)]

**援** 補助率: 1/2以内 上限500万円

〔対象団体〕

内市町村、複数市町村による広域的な団体

容

額〕 21年度 15,000千円、 20年度 0千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 未定

20年度 0 件

埼玉県個人住民税納税率アップ事業補助金交付要綱 [根拠法令·要綱等] [事業期間・採択期限]事業期間 特になし 新規採択期限 平成23年度

【県民生活部】

#### 隣保館運営事業等県費補助金

国庫補助金・県補助金 制度区分 所管省庁 厚生労働省 地域福祉課

県担当課 人権推進課調整担当(内線2258)

人権課題の解決のために実施されている隣保事業に対して補助を行い、地域社会全体の福祉の向上及び 援 人権意識の向上を図る。

目

的

[対象経費]

支 隣保館が行う生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業の実施に要する経費(運営費、周 辺地域巡回事業、社会調査及び研究事業の充実、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業)及び 広域隣保活動

援

[支援金額(率)]

国2/4、県1/4、市町村1/4

内

〔対象団体〕

容 市町村

額〕21年度 59,661千円 [予 算 20年度 62, 430千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 14市町(熊谷市ほか13市町)

20年度 14市町(熊谷市ほか13市町)

[根拠法令·要綱等] 隣保館運営事業等県費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕特になし

【県民生活部】

埼玉県子どもたちを地域で 育む事業補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

(ふるさと創造資金 緊急重点事業推進枠)

県担当課 青少年課 (内線2911)

目 的

未来を担う青少年の育成を図るため、市町村や市町村と連携した地域団体等が実施する子どもたちを地 域で育む事業に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

援

[対象事業]

地域の特性や人材を生かし、自主的かつ主体的に取り組む事業で次に該当する事業

支

- 1 非行防止重点支援事業
- 不登校児童生徒等支援事業
- 3 青少年夢サポート事業
- 子ども体験・地域交流事業 4

援 [対象経費]

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、その他知事が認める経費 [支援金額(率)]

補助対象経費の1/2以内(不登校児童生徒等支援事業は50万円、その他の事業は100万円を補助上限額 とし、10万円を補助下限額とする。)

「対象団体〕

市町村(政令指定都市は除く。)、複数市町村、市町村が中心となって構成されている実行委員会等 (青少年育成市町村民会議、市町村青少年育成推進員協議会及び市町村青少年相談員協議会を含む。)

容

内

21年度 5,000千円、 20年度 10,000千円 額]

〔採択件数・採択例〕21年度 (予定) 20件

> 20年度 青少年健全育成推進講演会及び街頭キャンペーン(白岡町)、 青少年非行防止事業(小川町青少年補導委員会)他

[根拠法令・要綱等] 埼玉県子どもたちを地域で育む事業補助金交付要綱

[事業期間·採択期限] 事業期間1年 新規採択期限 平成23年度

#### 運営費補助金制度

【県民生活部】

高等学校交通遺児授業料減免 事業補助金

制度区分 国庫補助金・県費補助 所管省庁 国土交通省自動車交通局

県担当課 防犯・交通安全課 総務・企画担当 (内線2955)

援 目

市町村立高等学校に在学する交通遺児等で経済的に就学が困難である者の学費負担の軽減を図っている 支市町村を支援する。

的

内

支

[対象事業]

市町村立高等学校に在学する対象交通遺児等について、当該高等学校の設置者である市が交通遺児に対 する授業料の減免又は軽減を行う事業。 支

〔対象経費〕

援 (月間授業料減免額又は9,900円のいずれか少ない額)×月数×人数

[支援金額(率)]

補助対象経費の1/2以内

〔対象団体〕

容 高等学校設置市町村

額〕21年度 算 179千円 20年度 173千円

〔採択件数·採択例〕 2 1 年度 未定 20年度 1件

[根拠法令·要綱等]

[事業期間·採択期限]事業期間 1年 新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕特になし

【県民生活部】

#### 市町村交通事故防止 特別対策事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 防犯·交通安全課 安全教育・指導担当 (2960)

交通事故防止のための 交通死亡事故が多発している市町村を「交通事故防止特別対策地域」に指定し、 援 緊急対策を3か月間行うこととし、県・教育委員会・警察本部が当該市町村を支援して総合的な交通安全 目 対策を実施する。

的

[対象事業]

交通安全広報啓発事業、交通安全教育事業、交通安全街頭指導事業等及びその他、特別対策の実施にあ **支**たって必要と認められる事業とする。

[対象経費]

援 補助対象事業に要する経費

[支援金額(率)]

補助対象事業に要する経費の1/2以内とし、市については80万円、町村については40万円を限度 内 額とする。

[対象団体]

容 補助事業実施団体 市町村(政令市、中核市、特例市は除く。)

21年度 2.400千円 20年度 額 2.800千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 0 件

〔根拠法令・要綱等〕市町村交通事故防止特別対策推進要綱、市町村交通事故防止特別対策事業費補助金交付

〔事業期間・採択期限〕事業期間 新規採択期限 3か月 1年

# 防犯のまちづくり支援事業

(ふるさと創造資金緊急重点事業推進枠)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 防犯・交通安全課(内線2943)

支 援 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進するため、市町村が実施する「防犯のまちづくり」のため 目 の事業にその経費の一部を補助する。 的 〔対象事業・対象経費・支援金額(率)〕 支 補助額及び補助限度額 対象事業 対象経費 (以下の事業に係る経費) (補助額は千円未満切捨て) 1 ソフト事業 (1) 自主防犯活動グループの育成 補助対象経費の3分の2以内とし、 援 (2) 防犯意識の啓発 400万円を限度とする (1) 防犯機器の整備 2 ハード事業 補助対象経費の3分の1以内とし、 (2) 自主防犯パトロール拠点の整備 400万円を限度とする 内 (3)子どもの安全に係る防犯用具の整備 3 市町村緊急重点対策事業 (1) 市町村が地域の犯罪情勢等に合わせ 補助対象経費の3分の2以内とし、 容 て緊急的・重点的に取り組む対策 300万円を限度とする

[予 算 額] 21年度 170,000千円

20年度 170,000千円

〔採択件数・採択例〕20年度 53市町

[根拠法令・要綱等] 埼玉県防犯のまちづくり支援事業補助金交付要綱

[事業期間·採択期限]事業期間 1年

【危機管理防災部】

自主防災組織結成 · 活動費補助金

制度区分 県補助金 所管省庁

県担当課 消防防災課(內線3181)

援

自主防災組織の結成・活動の活性化に取り組む市町村へ助成し、自主防災組織の育成・強化を図る。

目 的

支

[対象経費]

自主防災組織結成費補助:新たに結成された自主防災組織に対し、結成時にかかる経費の補助を行った

市町村へ助成を行う。 (資機材費、資料印刷費、講師謝金など)

自主防災組織活動費補助:自主防災組織に対し、訓練等にかかる経費の補助を行った市町村へ助成を行

う。(防災訓練に係る経費、研修会にかかる経費など)

援

内

[支援金額(率)]

結成費:補助基準額 200千円

> 補 助 率 1/2以内

活動費:補助基準額 100千円

補 助 率 1/2以内

容 〔対象団体〕

自主防災組織に対し、結成・活動への補助を行っている市町村(政令指定都市を除く)

21年度 10,000千円(新規)、20年度

〔採択件数・採択例〕 21年度 結成費:50件 活動費:100件(予定)

20年度 件

[根拠法令·要綱等] 現在、未作成

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 平成 年度

[組合せ出来る他制度]

【危機管理防災部】

#### 震災に強いまちづくり支援事業 制度区分 県補助金

(ふるさと創造資金 緊急重点事業推進枠)

所管省庁

県担当課

千円

県民に身近な市町村施設は、大規模地震発生時に小中学校が避難所となるなど、地域の防災拠点として 援 重要な役割を果たす。

そこで、市町村施設の多数を占める小中学校施設の耐震診断について助成し、市町村施設の耐震化を促 目 進する 的

[対象事業]

防災上重要な小中学校施設の耐震診断

支

[対象経費]

補助対象事業の実施に要する経費(ただし、市町村の一般財源に係る経費)

援

[支援金額(率)]

補助対象事業の実施に要する経費の1/2以内において知事が定める額(ただし、前年度普通交付税不 **内** | 交付団体は1/3以内)

上限額:小中学校施設1棟あたり1,500千円(前年度普通交付税不交付団体は1,000千円)

容

〔対象団体〕

市町村(政令指定都市は除く)

額 2 1 年度 202,500千円、 20年度 301,662千円

〔採択件数·採択例〕 2 1 年度 未定

> 55件 小学校耐震診断調査(鳩ヶ谷市)他 20年度

〔根拠法令・要綱等〕埼玉県震災予防のまちづくり条例、埼玉県ふるさと創造資金大綱、埼玉県震災に強いま ちづくり支援事業補助金交付要綱、埼玉県震災に強いまちづくり支援事業実施要領

[事業期間·採択期限]事業期間 1年 (平成23年度で終了の予定)

#### 運営費補助金制度

【環境部】

【環境部】

地球にE~CO(2)と学習推進事業費

(地球にE~CO(2)とチャレンジ事業への助成)

制度区分 県補助金

所管官庁

県担当課 温暖化対策課 (内線 3033)

援 環境学習に関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成する。 目 的 [対象事業] 「地球にE~CO(2)と学習推進事業」のうち「地球にE~CO(2)とチャレンジ事業への助成」 支 〔対象経費〕 小・中学校やこどもエコクラブを対象に、環境学習に関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成 する。 援 [支援金額(率)] 小・中学校:上限80万円(事業規模が40万円までは10/10、40万円を超える部分は2/3) 内 エコクラブ:上限30万円(助成率は10/10) 12団体 容 〔対象団体〕 市町村→小・中学校 こどもエコクラブ 額〕21年度 10,000千円 、 20年度 10,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 20 件 20年度 17件 ※平成20年度は上限100万円で10団体を募集 [根拠法令・要綱等] 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 〔事業期間・採択期限〕事業期間 1年 新規採択期限 特になし

地球に巨〜CO(2)と学習推進事業費

(森林とふれあい体験活動推進事業)

[組合せ出来る他制度] 特になし

〔組合せ出来る他制度〕

特になし

制度区分 県補助金

所管省庁

**県担当課** 森づくり課(内線 4325)

支 援 環境学習に関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成する。 目 的 [対象事業] 支 「地球にE~CO(2)と学習推進事業」のうち「森林とのふれあい体験活動推進事業」 [対象経費] 県民の森やみどりの村など5施設の特徴を活かした体験学習プログラムを作成し、プログラムに参加す る小・中学校に活動費を助成。 援 「支援金額(率)] 内 1校あたり275,000円を上限として助成。15校 [対象団体] 容 市町村→小・中学校 算 4, 125千円、 20年度 2,750千円 [予 額] 21年度 [採択件数·採択例] (予定) 15件 21年度 20年度 10件 [根拠法令·要綱等] 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 [事業期間·採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

民生委員 · 児童委員活動費等 補助金

県補助金 制度区分

所管省庁

県担当課 社会福祉課 社会福祉 (内線3228)

援 民生委員・児童委員の活動を推進し、地域福祉の増進を図るため、活動に要する経費等を市町村に補助 目 する。 的 民生委員・児童委員の相談・支援活動や市町村に設置されている民生委員児童委員協議会が行う研究 協議会の開催等 支 [対象経費] 民生委員・児童委員の活動に要する経費 1 援 民生委員協議会への委員の出席に要する経費 民生委員協議会の活動旅費に要する経費 民生委員協議会活動の推進に要する経費 内 〔支援金額(率)〕 58,200円 民生委員・児童委員 1人年額 民生委員・児童委員 1人年額 542円 民生委員・児童委員協議会会長 1人年額 11,920円 容 民生委員・児童委員協議会 1協議会年額 200,000円 〔対象団体〕 市町村 2 1 年度 576,902千円、 20年度 576,902千円 額] [採択件数·採択例] 21年度 (予定) 68件 20年度 68件 民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱 [根拠法令·要綱等]

【福祉部】

#### 重度障害者居宅改善整備費 補助金

[事業期間・採択期限] 特になし 〔組合せ出来る他制度〕特になし

> 制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 障害者福祉推進課 障輻土 (内線3315) 援 身体障害者が障害に応じて住宅改造を行う場合に助成を行う市町村に対し、補助金を交付することによ り、身体障害者の日常生活の環境改善と介護者の負担の軽減を図る。 目 的 [対象事業] 障害者福祉施設等支援事業補助金交付要綱に基づき実施する事業 支 上記要綱に基づき、市町村が対象者に助成した経費 援 [支援金額(率)] ・1件につき360,000円×補助率 1/3 補助基準額 内 ・1件につき360,000円×補助率 1/2 (生活保護世帯) [対象団体] 市町村 容 額〕21年度 5,100千円、 20年度 5.100千円 (予定) 42件 〔採択件数・採択例〕 21年度

20年度 (予定) 42件

[根拠法令・要綱等]埼玉県障害者福祉施設等支援事業補助金交付要綱

[事業期間·採択期限] 事業期間 新規採択期限 特になし  $4/1 \sim 3/31$ 

#### 在宅重度心身障害者手当 支給費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

**県担当課** 障害者福祉推進課 障縮組約 (内線3315)

在宅の重度心身障害者に手当を支給する市町村に対して助成することによって、在宅重度心身障害者の 援 目 経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。 的 [対象事業] 障害者生活支援事業補助金交付要綱に基づき、在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減する ため、その者に手当を支給する市町村事業 支 〔対象経費〕 在宅の重度心身障害者に対し、手当を支給した額 対象者 ·身体障害者手帳1、2級 援 療育手帳(A) A ・精神障害者保健福祉手帳1級(平成22年1月から) ・超重症心身障害児(平成22年1月から) ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表1に定める程度の障害の状態 内 支給制限 ・特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当を受給している場合 施設に入所している場合 ・前年の所得により、住民税を課税されている場合 ・65歳以上で新たに障害者手帳を取得した者(65歳未満で支給開始した者には引き続き 容 支給する) (平成22年1月から) 〔支援金額(率)〕 基準額 月額5,000円 補助率 1/2[対象団体] 市町村 2 1 年度 2,000,520千円 20年度 1,980,934千円 [採択件数·採択例] 2 1 年度 70市町村 20年度 70市町村 [根拠法令·要綱等] 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱 [事業期間・採択期限] 4/1~3/31 [組合せ出来る他制度] 特になし 新規採択期限 特になし

精神障害者小規模作業所

【福祉部】

制度区分 県補助金

運営費補助金 所管省庁 県担当課 障害者自立支援課 施設透過 (内線3314) 援 市町村が行う地域活動支援センター事業又は小規模作業所運営費補助事業若しくは市町村の設置する小 目 規模作業所運営に要する経費に対して補助を行う。 的 市町村の地域活動支援センター及び小規模作業所 「対象事業〕 支 指導員及び嘱託医に要する人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他運 [対象経費] 営に要する経費 [支援金額(率)] 補助基準額 補助率 2,000千円 1/2地域活動支援センター 援 1/2小規模作業所(Aタイプ) 5,000千円 小規模作業所(Bタイプ) 4,200千円 1/2内 ※国の報酬単価改定に伴い、補助単価を変更する予定 [対象団体] 市町村、市町村→地域活動支援センター、小規模作業所 容 算 額 2 1 年度 127,381千円、 20年度 141.200千円 「予 21年度 (予定) 65件 [採択件数·採択例] 47件 20年度

[根拠法令·要綱等] 埼玉県精神障害者小規模作業所運営費補助金交付要綱

埼玉県地域活動支援センター(精神小規模型)運営費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限]事業期間/単年度 採択期限/特になし

〔組合せできる他制度〕特になし

#### 運営費補助金制度

## 心身障害者地域デイケア施設 助成費

制度区分 県補助金

【福祉部】

所管省庁

県担当課 障害者自立支援課 施設接担当 (内線3314)

〈援目的

支

援

内

容

・ 心身障害者が身近な地域において通所利用する多目的な施設について育成を図るため、その運営又は補助を行う市町村に対し、運営費等を助成することを目的とする。

## 〔対象事業〕

・市町村が実施(委託による実施を含む。)する地域活動支援センター及び心身障害者地域デイケア事業 ・社会福祉法人又は障害者の福祉に関する団体が設置・運営する地域活動支援センター及び心身障害者地 域デイケア事業に対する補助事業

#### [対象経費]

・運 営 費 地域活動支援センター(地域デイケア型)(A) 8,000千円

地域活動支援センター(地域デイケア型)(B) 6,000千円 重度加算(A) 1,000~8,000千円

重度加算(B) 500~4,000千円

就労支援加算 2,000千円

(地域活動支援センターに移行できない施設は、定員に応じて従来の95~100%の単価を保証) ※国の規劃送伝表字に供い、補助単伝な変更なる子宮

※国の報酬単価改定に伴い、補助単価を変更する予定 ・ 複数備費以達物数修費 1 か所 500千円

・被設備費以は触修費 1か所 500千円・送迎車購入費 1台 1,800千円

〔支援金額(率)〕

補助基準額の1/2以内

〔対象団体〕

市町村、市町村→社会福祉法人若しくは特定非営利活動法人等

〔予 算 額〕 21年度 1,287,002千円 20年度 1,270,250千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定)215施設

20年度 174施設

[根拠法令・要綱等] 埼玉県地域活動支援センター(地域デイケア型)事業実施要綱、心身障害者地域デイケア事業実施要綱、埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱

#### グループホーム等事業費 補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 障害者自立支援課 地域生活支援担当 (内線3317)

援 目

支

援

自立した地域生活を希望する障害者に対してグループホーム等(知的障害者)、生活ホーム(身体障害 者、知的障害者)のサービスを提供し、社会的自立の助長を図ることを目的とする。 的

- ・グループホームサービス費負担金
- ・グループホーム運営費補助
- ・生活ホーム運営費補助
- ・障害者暮らし体験事業

[対象経費]

・グループホーム(国庫負担基準額)

グ ループ ホーム(1人日額) 1,200円又は2,870円 ケアホーム(1人日額) 2,100円(区分2)~6,750円(区分6)

・グループホーム運営費補助金 1人日額 690円 他

・生活ホーム (補助基準額) 運営費(1人日額) 2,400円

建物改修費又は初度設備費(1か所) 300,000円

運営費(1人日額)2,400円

内

容

[支援金額(率)]

暮らし体験事業

- ・グループホームサービス費負担金 国庫負担基準の国1/2・(県1/4)・市町村1/4
- ・グループホーム運営費補助金 ①生活ホーム補助基準額からグループホーム国庫負担基準額を引いた差額 ②夜間支援体制加算、入院時支援加算に対する上乗せ補助(小規模のみ)
- 補助基準額の1/2 生活ホーム
- ・暮らし体験事業 補助基準額の1/2

[対象団体]

市町村→グループホーム・ケアホーム、生活ホーム

額〕21年度 687,803千円、 20年度 577,642千円

(予定)(グ)250件、(生)90件 〔採択件数・採択例〕 21年度 20年度 (グ)235件、(生)108件

〔根拠法令・要綱等〕埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱、障害者自立支援法第94条第1項

[事業期間・採択期限] 特になし 〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

#### 障害者地域生活サポート事業 制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 障害者自立支援課 城华話支援担当 (内線3317)

支 援

在宅障害者の社会活動等を支援するため、障害者のニーズやそれぞれの地域特性等に応じた福祉サービ スを実施する市町村に対して補助を行うことにより、市町村における在宅福祉サービスを充実し、もって 的 障害者の自立を推進する。

[対象事業]

支 障害児・者生活サポート事業

[対象経費]

援 事業に要する費用

「支援金額(率)]

内 (登録団体の1時間あたりの利用料×2)×利用時間数×1/2 補助基準額

補助基準額の上限(人口30万人以上:5,000千円~5万人未満:1,000千円)

[対象団体]

容 市町村

算 額〕21年度 98,025千円、 20年度 98,064千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 64市町村

20年度 64市町村

[根拠法令·要綱等] 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 特になし 〔組合せ出来る他制度〕特になし

#### 全身性障害者介助人派遣事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 障害者自立支援課 地域生活援担当 (内線3317)

援目的

障害福祉サービスの利用が困難な全身性障害者が自ら推薦する介助人を市町村に登録・派遣することに よって、全身性障害者の自立した地域生活を支援する。

[対象事業]

全身性障害者介助人派遣事業

支

[対象経費]

介助人に対する報酬(1時間当たり900円)

援

[支援金額(率)]

利用時間数×900円×1/2

内

〔対象団体〕 市町村

容

[予 算 額] 21年度 33,292千円 、 20年度 35,045千円

〔採択件数・採択例〕21年度 11件(見込み)

20年度 10市

〔根拠法令・要綱等〕埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 特になし [組合せ出来る他制度] 特になし

【福祉部】

#### 超重症心身障害児短期入所等 促進事業

制度区分 県補助金 所管省庁

**県担当課** 障害者自立支援課 地域生活技程等(内線3317)

文 援 目 介

人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする重症心身障害児(在宅の「超重症心身障害児」)を 介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にある。

このため、短期入所事業及び日中一時支援事業を拡大することにより、超重症心身障害児を介助する家 族の精神的、身体的負担の軽減を図る。

[対象事業]

短期入所促進事業、日中一時支援促進事業

支

的

[対象経費]

(1) 短期入所促進事業 事業に要する費用

援

(2) 日中一時支援促進事業 事業に要する費用

内

〔支援金額(率)〕 補助基準額の1/2

容

〔対象団体〕

市町村

〔予 算 額〕21年度 9,600千円(新規事業)

〔採択件数・採択例〕21年度 (見込み)

20年度 なし

[根拠法令·要綱等] 埼玉県超重症心身障害児短期入所等促進事業補助金交付要綱(仮称)

#### 放課後児童健全育成 事業費補助金

制度区分 国庫補助金 · 県補助金

所管省庁 厚生労働省 育成環境課

県担当課 少子政策課 子育て環境整備担当(内線3322)

援 目 的

支

親の就労などで昼間保護者のいない小学校低学年児童(放課後児童)等の健全育成を図るため、市町村 に対し、放課後児童健全育成事業に要する経費を助成する。

[対象事業・対象経費・支援金額(率)]

1 放課後児童健全育成事業費補助

(1) 放課後児童の育成に適当なクラブ室を有すること

- (2) 放課後児童指導員(児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。)を配置していること。
- (3) おおむね10歳未満の児童10人以上を対象としていること

	女 <b>免</b> 奴 弗	# 叶甘维菇	補助率	
区 ガ	刈 家 莊 賃	開 切 基 华 祖	国	県
1 運営費基本額	放課後児童指導員1人分人件費を含めた事業経費	1,612千円/年	1 / 3	1 / 3
(国庫補助対象分)	(飲食物費を除く。)	(児童数20~35人)	1/ 3	1/ 3
2 運営費基本額 (県単補助対象分)	放課後児童指導員加算分人件費	民営クラブの規模に応じた額		1/3
3 長時間開設加算	平日:1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設 長期休業等:1日8時間を超えて開設	199千円×18時を越える時間数 90千円×8時間を超える時間数	1/3	1/3
4 開設日数加算	250日を超える開設日数に対する加算	13千円×日数	1/3	1/3
5 障害児指導員加算	障害児1人以上で1人分の指導員人件費加算	1,421千円/年	1/3	1/3
	(国庫補助対象分) 2 運営費基本額 (県単補助対象分) 3 長時間開設加算 4 開設日数加算 5 障害児指導員加算	1 運営費基本額 (国庫補助対象分)     放課後児童指導員1人分人件費を含めた事業経費 (飲食物費を除く。)       2 運営費基本額 (県単補助対象分)     放課後児童指導員加算分人件費       3 長時間開設加算 長期休業等:1日8時間を超え、かつ18時を越えて開設長期休業等:1日8時間を超えて開設250日を超える開設日数に対する加算       4 開設日数加算 定事児指導員加算 障害児1人以上で1人分の指導員人件費加算	1 運営費基本額 (国庫補助対象分) 放課後児童指導員1人分人件費を含めた事業経費 1,612千円/年 (児童数20~35人) 2 運営費基本額 (県単補助対象分) 放課後児童指導員加算分人件費 民営クラブの規模に応じた額 で日:1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設 199千円×18時を越える時間数長期休業等:1日8時間を超えて開設 90千円×8時間を超える時間数4 開設日数加算 250日を超える開設日数に対する加算 13千円×日数 5 障害児指導員加算 障害児1人以上で1人分の指導員人件費加算 1,421千円/年	区 分     対 家 栓 質     相 助 基 準 額       1 運営費基本額 (国庫補助対象分)     放課後児童指導員1人分人件費を含めた事業経費 (児童数20~35人)     1,612千円/年 (児童数20~35人)       2 運営費基本額 (県単補助対象分)     放課後児童指導員加算分人件費     民営クラブの規模に応じた額       3 長時間開設加算     平日:1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設 長期休業等:1日8時間を超えて開設 90千円×18時を越える時間数 90千円×8時間を超える時間数 90千円×8時間を超える時間数 1/3     1/3       4 開設日数加算     250日を超える開設日数に対する加算 13千円×日数 1/3       5 障害児指導員加算     障害児1人以上で1人分の指導員人件費加算 1,421千円/年 1/3

〔対象団体〕 市町村、市町村→放課後児童クラブ

2 1 年度 1,842,474千円 20年度 算 額] 1,598,147千円

[採択件数·採択例] 21年度(予定) 68市町村 738クラブ 20年度 68市町村(熊谷市ほか)689クラブ

[根拠法令·要綱等] 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 特になし [組合せできる他制度] 特になし

【福祉部】

## 埼玉県特別支援学校放課後児童 対策事業費補助金

県補助金 制度区分

所管省庁

県担当課 少子政策課 子育て環境整備担当(内線3322)

援 目 的

特別支援学校等の放課後や夏休み等長期休校時における障害児童の集団生活と健全育成の場を確保する ための放課後児童対策を行う特別支援学校放課後児童クラブを運営又はその運営に要する経費を助成する 市町村に対し助成する。

#### [対象事業]

特別支援学校放課後児童対策事業費補助

特別支援学校放課後児童の育成に適当なクラブ室を有すること。 支

基準以上の指導員(保母、児童指導員若しくは特別支援学校教諭等教職員の資格を有する者又は障 害児の指導に知識経験を有する者)を配置すること。

※基準指導員数= (重度障害児数×2+その他の障害児数) ÷6

県内の特別支援学校等に通学する障害児がおおむね10人以上いること。

「対象経費・支援金額(率)]

指導員人件費及び賠償責任保険料

内

容

援

	区	分	補助基準額	補助率
1	重度障害児(1	人当たり)	47,000円/月	1/3
2	その他の障害児	(1人当たり)	23,500円/月	1/3

重度障害児の定義 ア 療育手帳 A 又はAの交付を受けている児童

身体障害者手帳1級の交付を受けている児童

療育手帳 B 及び身体障害者手帳 2 級の交付を重複して受けている児童

[対象団体]

市町村、市町村→特別支援学校放課後児童クラフ

20年度 91, 93,342千円 算 額] 21年度 744千円

[採択件数·採択例] 21年度(予定)54市町村 28クラブ

20年度 54市町 (熊谷市ほか) 28クラブ

埼玉県特別支援学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱 [根拠法令·要綱等]

#### 地域子育て支援拠点 事業費補助金

制度区分 国庫補助金·県補助金 所管省庁 厚生労働省 育成環境課

県担当課 少子政策課 子育で環境整備性 (内線3322)

支| 援| 子育て中の保護者の抱える不安や孤立感を軽減するため、子どもをつれて気軽に立ち寄れる交流・相談 | 日| の場である「地域子育て支援拠点」の事業運営に要する市町村の経費を助成する。 | 的 |

[対象事業·対象経費]

地域子育て支援拠点事業の運営に要する経費

基本事業:①交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助

③地域の子育て関連情報の提供 ④子育てに関する講習等の実施

「支援金額(率)]

支

援

内

容

区 分	事業内容	補助基準額	補助率	
			玉	県
ひろば型	基本事業①~④	週あたり実施日数に応じ	1/3	1/3
	専任職員2名以上、週3日以上・1日5時間以上	3,556千円/年~		
センター型	基本事業①~④+地域に出向いた支援事業	週あたり実施日数に応じ	1/3	1/3
	専任職員(有資格者)2名以上、週5日以上・1日5時間以上	7,485千円/年~		
児童館型	基本事業①~④		1/3	1/3
	担当1名+児童館職員の協力、週3日以上・1日3時間以上	1,687千円/年		
サロン型	基本事業①~③	週あたり実施日数に応じ		1/2
(県単補助)	専任職員1名以上、週3日(年間150日)以上・1日3時間以上	1,500千円/年~		

〔対象団体〕

市町村、市町村→拠点運営団体

[予 算 額] 21年度 960,053千円 、 20年度 874,002千円

[採択件数・採択例] 21年度 (予定) 301件

20年度 218件

[根拠法令・要綱等]埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 特になし [組合せ出来る他制度] 特になし

【福祉部】

#### 安心・元気!保育サービス 支援事業費補助金

制度区分 県補助金 所管省庁

**県担当課** 子育て支援課 保証・ (内線3330)

援 私立の認可保育所において低年齢児や障害児、アレルギー児の受け入れや一歳児担当保育を手厚く行う 目 ための保育士加配に伴う経費を助成することで、職員の処遇改善及び児童の健全育成の向上を図り、埼玉 的 県子育て応援行動計画を効果的に推進する。

#### [対象事業・対象経費・支援金額(率)]

支	対象事業	対象経費	補助基準額	率
	一歳児担当保育士雇用費	一歳児の担当保育士を一歳児:保育士= 4:1まで加配する場合の人件費	児童1人月額 20,000円	
援	乳児途中入所促進事業費	4.1まで加配する場合の人件員 乳児の年度途中入所に対応できる保育士 配置に必要な人件費	児童1人月額 80,000円	
	障害児保育事業費	中・軽度の障害児の担当保育士を障害 児:保育士=3:1まで加配する場合の人	児童1人月額 40,000円	1/2
内	アレルギー等対応特別給食提供 事業費	件費	児童1人月額 50,000円	
容		の充実を図る		

[対象団体]

市町村、市町村→保育所

〔採択件数·採択例〕 2 1 年度 未定

20年度 63市町村 熊谷市 他

[根拠法令・要綱等] 安心・元気!保育サービス支援事業費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

#### 家庭保育室等運営費事業費 補助事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 子育て支援課保証・州連門 (内線3330)

家庭保育室、企業等が設置する企業内保育施設で従業員の児童に加えて地域の児童を受け入れる施設等 援 に対し、0~2歳児の保育に必要な経費(運営費、長時間保育推進費、障害児保育推進費)を助成するこ 目 とにより、待機児童の多い低年齢児の受入拡大を促進し、待機児童の解消を図ることで、埼玉県子育て応 援行動計画を効果的に推進する。

[対象事業]

家庭保育室等運営費補助事業費

支

[対象経費]

良質な認可外保育施設として市町村の指定を受けた家庭保育室及び企業等が設置する企業内保育施設で |従業員の児童に加えて地域の児童を受け入れる施設等に対し、0~2歳児の保育に必要な経費(運営費、 長時間保育推進費、障害児保育推進費)を助成する。

内 〔支援金額(率)〕

1/2

容 〔対象団体〕

市町村、市町村→家庭保育室等

額〕21年度 177,873千円 、 20年度 187, 441千円

未定 〔採択件数・採択例〕 21年度

20年度 49市町村 熊谷市 他

[根拠法令·要綱等] 家庭保育室等運営費事業費補助金交付要綱 [事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

[組合せ出来る他制度] 特になし

【福祉部】

# 保育所・幼稚園の親支援事業 制度区分 県補助金

所管省庁

子育て支援課 保護・媬礁圏 (内線3330) 県担当課

援 保育所・幼稚園における親の養育力向上のための支援を強化し、豊かな子育て・親育ちを実現する。 目 的

[対象事業・対象経費・支援金額(率)] すべての保育所・幼稚園で、親支援への取り組みが導入されるように、各私立保育所・私立幼稚園に親 支援推進員を置く。親支援推進員は、各保育所・幼稚園の主任保育士・副園長級の

職員をもって充てることとする。

親支援推進員が親支援に関する業務を行うための経費の一部を初年度に限り助成する。 21~23年度の3か年で全私立保育所・私立幼稚園(約960か所)を対象とする。

補助単価

基本事業及び選択事業を1事業以上実施

100千円

負担割合 県 10/10

事業を実施するのに必要な事業費 対象経費

※保育所には市町村を通じての間接補助だが、幼稚園は県から直接補助。

「対象団体]

援

内

容 市町村、市町村→保育所

額〕21年度 12,000千円(新規)

[採択件数·採択例] 21年度 120か所(幼稚園 150か所)

[根拠法令·要綱等] 保育所親支援推進事業費補助金交付要綱(保育所分)

[事業期間·採択期限]事業期間 1年 新規採択期限 特になし

# 保育サービス施設整備事業費 (駅前等保育サービス)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 子育て支援課 保施設挡(内線3328)

支 援 保育所待機児童を早期に解消するため、駅前等の利便性に着目した保育施設の整備を促進する。 目 的 [対象事業・対象経費] 支 駅前等の既存建物を活用した保育所等の整備を促進するため、事業開始初年度の建物賃借料を助成す る。 援 [支援金額(率)] 補助基準額 補助率(負担区分) 内 4.500千円(※) (県1/2、市町村1/2) 10/10※1施設当たり。 容 〔対象団体〕 市町村→保育所等設置者 [予 額〕21年度6,750千円、20年度6,750千円 [採択件数·採択例] 21年度 (予定) 3件 20年度 (実績) 1件(入間市 1件) [根拠法令·要綱等] 駅前等保育サービス提供施設等賃借料補助金交付要綱 [事業期間·採択期限] 事業期間 H21.4.1~22.3.31 新規採択期限 特になし 対象事業費 〔組合せ出来る他制度〕 駅前等保育サービス提供 県補助金 一般財源 施設開設準備費補助 (対象事業費×1/2) 補助金額=対象事業費×1/2 (市町村補助対象額)

【福祉部】

#### 埼玉県母子家庭等対策費補助金 (母子家庭等日常生活支援事業)

[事業期間·採択期限]事業期間

〔組合せ出来る他制度〕

制度区分 国庫補助金・県補助金

所管省庁 厚生労働省

県担当課 こども安全課 (内線3337) 援 市町村で実施するひとり親家庭のための支援事業について、その事業費の一部を補助し、各地域での支 援策をより充実させることで、ひとり親家庭の一層の自立促進を図る。 目 的 [対象事業] 支 ○母子家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭の親又は子の一時的な傷病や技能習得等のために、日常生活に支障が生じる場合、家 庭生活支援員を派遣し、必要な家事や育児を行う。 援 上記事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料 「支援金額(率)] 内 国1/2、県1/4 上限:派遣時間1時間あたり1,530円 [対象団体] 容 市町村(政令市、中核市除く) 額〕21年度 1,093千円、 1,093千円 20年度 〔採択件数・採択例〕 21年度 4件(見込み) 20年度 2件 [根拠法令・要綱等]母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、埼玉県母子家庭等対策事業実施要

年度

年 新規採択期限 平成

綱、埼玉県母子家庭等対策費補助金交付要綱

#### 運営費補助金制度

#### 埼玉県母子家庭等対策費補助金 (ひとり親家庭生活支援事業)

制度区分 国庫補助金・県補助金 所管省庁 厚生労働省

県担当課 こども安全課 (内線3337)

支援

援 市町村で実施するひとり親家庭のための支援事業について、その事業費の一部を補助し、各地域での支 目 援策をより充実させることで、ひとり親家庭の一層の自立促進を図る。

的

[対象事業]

支 ○ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、休日・夜間の電話相談、児童訪問、レクリエーション 事業などを行う。

援 〔対象経費〕

上記事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

[支援金額(率)]

内 国1/2、県1/4

上限:1か所あたり213,000円

〔対象団体〕

容 市町村(政令市、中核市除く)

[予 算 額] 21年度 447千円 、20年度 447千円

〔採択件数・採択例〕21年度 2件(見込み)

20年度 2件

[根拠法令・要綱等] 母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、埼玉県母子家庭等対策事業実施要綱、埼玉県母子家庭等対策費補助金交付要綱

[事業期間·採択期限] 事業期間 年 新規採択期限 平成 年度

#### 重度心身障害者医療対策助成費 補助金

制度区分 県補助金 所管省庁

県担当課 国保医療課福祉医療担当(内線3364)

援 重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、重度心身障害者の福祉の増進を図る。 目 的 [対象事業] 対象となる重度心身障害者にかかる医療費(各種医療保険の一部負担金)を助成する事業 支 [対象経費] 市町村が助成した重度心身障害者の医療費(各種医療保険の一部負担金) 援 [支援金額(率)] 対象経費の1/2 内 財政力指数1を超える市町村は5/12又は1/3 〔対象団体〕 市町村 容 20年度 額〕21年度 6,720,273千円 6,510,523千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 70市町村 20年度 70市町村 〔根拠法令・要綱等〕重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱

新規採択期限 なし

【保健医療部】

#### 乳幼児医療対策助成費補助金

〔事業期間・採択期限〕事業期間 1年

[組合せ出来る他制度]

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 国保医療課福祉医療担当(内線3364)

援 保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。 目 的 [対象事業] 対象となる乳幼児にかかる医療費(各種医療保険の一部負担金)を助成する事業 支 [対象経費] 市町村が助成した乳幼児の医療費(各種医療保険の一部負担金) 援 [支援金額(率)] 対象経費の1/2 内 財政力指数1を超える市町村は5/12又は1/3 [対象団体] 市町村 容 2, 139, 372千円 額〕21年度 20年度 2,592,207千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 69市町村 20年度 69市町村 [根拠法令・要綱等] 乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱 [事業期間·採択期限]事業期間 1年 新規採択期限 なし 〔組合せ出来る他制度〕

#### ひとり親家庭等医療対策助成費 制度区分 県補助金 補助金

所管省庁

県担当課 国保医療課福祉医療担当(内線3364)

援 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。 目

的

援

容

[対象事業]

対象となるひとり親家庭の母(父)又は養育者及び子にかかる医療費(各種医療保険の一部負担金)を 支助成する事業

[対象経費]

市町村が助成したひとり親家庭等の母(父)又は養育者及び子の医療費(各種医療保険の一部負担金)

〔支援金額(率)〕 内 対象経費の1/2

財政力指数1を超える市町村は5/12又は1/3

〔対象団体〕 市町村

2 1 年度 904, 151千円 20年度 871,469千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 70市町村

20年度 70市町村

〔根拠法令・要綱等〕ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱、ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 なし

〔組合せ出来る他制度〕

【保健医療部】

#### 埼玉県外国人未払医療費 対策事業補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 医療整備課 医療整備担当 (内線3538)

援 外国人救急患者に係る医療機関の未回収金を、県と市町村が協力して補填することにより、医療機関の 負担を軽減し、救急医療体制の円滑な運営の確保を図る。 目

的

外国人救急患者に係る県内医療機関の未回収金のうち、1年以上回収努力したにもかかわらず未回収と 支なった金額に対し、市町村が補助する事業

[対象経費]

外国人救急患者に係る未回収金の実績額から10万円控除した額の2/3

援

[支援金額(率)] 補助率 1/2

内

[対象団体]

市町村→医療機関

3,610千円 額] 21年度 [予

4,036千円 20年度

21年度(予定) [採択件数·採択例] 19件

20年度 16件

[根拠法令·要綱等] 埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱

## 周産期医療施設運営費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 医療整備課 医療整備担当 (内線3538)

援 目

重篤な新生児患者の医療を確保するため、新生児センターの運営事業に対して経費の一部を助成する。

的

[対象事業]

新生児センターの開設者が行う同センターの運営事業

支

[対象経費]

新生児センター運営費全般 援

1/3

(給与費、材料費、経費、委託費 等)

[支援金額(率)]

補助基準額 300万円

補助率

〔対象団体〕

新生児センターを運営する医療機関(市町村立を含む)

容

内

算 額〕 2 1 年度 9,000千円 [予

20年度 9,000千円

[採択件数·採択例] 2 1 年度 (予定) 9か所

20年度 7か所(うち市立医療機関1か所:越谷市立病院)

[根拠法令·要綱等] 周産期医療施設運営費補助金交付要綱

#### 小児救急医療支援事業補助金

制度区分 国庫補助金・県補助金 所管省庁 厚生労働省 医政局 指導課 県担当課 医療整備課 医療整備は (冷線3538)

支援

救急医療圏を単位に、病院群輪番制により夜間や休日に小児救急患者への二次救急医療体制を確保する事業であり、その運営費の一部を補助する。

目的

支

#### [対象事業]

市町村が行う小児救急医療支援事業

#### [対象経費]

給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) 報償費(医師雇上謝金)

#### 〔支援金額(率)〕

1 国庫補助基準額について

基 準 額 小児救急電話相談実施加算 26,310円/1診療日 19,770円/1診療日

- 2 21年度の補助基準額の適用について
  - 21年度は、小児救急電話相談実施加算(19,770円)を適用する。
  - ○平成21年度夜間及び休日昼間の1回当たり補助基準額

基準額等	割増賃金有り	
	金額	左記の計負担区分
国庫基準額	26,310円	国 15,360円
	19,770円	県 15,360円
	46,080円	市町村 15,360円
県単上乗額	3,920円	県 3,920円
合 計	50,000円	県負担計 19,280円

容

- ※補助基準額及び小児救急電話相談実施加算の負担割合は、国・県・市町村で各3分の1。
- ※ 小児救急電話相談実施加算については、各市町村又は各小児救急医療支援事業実施医療機関が小児 救急電話相談事業を実施している必要はない。

[予 算 額] 21年度 144,799千円

20年度 147,616千円 21年度 (予定)12か所

 [採択件数・採択例]
 21年度
 (予定) 12か所

 20年度
 12か所

[根拠法令·要綱等] 救急医療対策事業実施要綱

#### エイズ母子感染防止事業費補助

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 健康づくり支援課 野爛戦(内線3561)

市町村が実施する妊婦健康診査事業のうち、妊婦HIV抗体検査について補助を行うことにより、県全 援 域での事業実施を確保し、もってHIV陽性妊婦からの母子感染を防止し、妊婦及び乳児の健康の保持増 目 的進を図る。 [対象経費] 妊婦HIV抗体検査事業実施に要する経費 支 [支援金額(率)] 補助基準額 1人当たり 330円 援 (検査委託料単価2,220円のうち自己負担額1,890円を控除した額) 補助率 1/2内 〔対象団体〕 容 市町村(除く指定都市、中核市) 額〕 21年度 7,256千円、 20年度 6,670千円 (予定) 県内68市町村 〔採択件数・採択例〕 21年度 20年度 県内66市町村 妊婦HIV抗体検査費補助金交付要綱 [根拠法令·要綱等] [事業期間・採択期限] なし

【保健医療部】

#### 日本スリーデーマーチ事業

〔組合せ出来る他制度〕なし

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 健康づくり支援課 糠糠醬 (内線3577)

援 武蔵野・比企丘陵を舞台に国際ウオーキング大会を推進し、心と体の健康づくりに資する。 目 的 [対象事業] 日本スリーデーマーチ 支 〔対象経費〕 開催経費全般 援 [支援金額(率)] 1,000千円(定額) 内 [対象団体] 東松山市 容 1,000千円、 額〕21年度 20年度 1,000千円 1 件 〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 20年度 件 1 [根拠法令・要綱等] 日本スリーデーマーチ推進事業補助金交付要綱 [事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 なし 〔組合せ出来る他制度〕なし

## 健康長寿推進事業

制度区分 県補助金

〔対象事業〕

健康長寿推進事業

支

[対象経費]

訪問指導や健康づくりの場の創設に関する経費

援

[支援金額(率)]

1カ所 1,500千円 (定額)

内

容

〔対象団体〕

当面は2町

・小鹿野町に地域環境や人口規模が類似する町

・高齢化が急速に進展することが見込まれる町

[予 算 額]21年度 3,000千円〔採択件数・採択例〕21年度 (予定)2件

[根拠法令・要綱等] 平成21年度に補助金交付要綱を策定予定 [事業期間・採択期限] 事業期間 3年 新規採択期限 なし

# 感染症指定医療機関運営費補助金

制度区分 国庫補助金・県補助金

厚生労働省 健康局 結核感染症課 所管省庁

県担当課 疾病対策課 感染症対策担当(内線3557)

援 目

支 -類感染症及び二類感染症患者の医療を確保するため、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指 定医療機関の運営事業に対して、経費の一部を助成する。

的

[対象事業]

第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の開設者が行う運営事業

支

援

内

容

[対象経費]

感染症指定医療機関の運営費全般

(需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、材料費、備品購入費)

[支援金額(率)]

補助基準額 第一種感染症指定医療機関:1床当たり450万円

第二種感染症指定医療機関:1床当たり150万円

〔対象団体〕

第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に指定されている医療機関

(市町村立を含む)

[予

34, 418千円 2 1 年度

20年度 34,418千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 5か所(見込み)

> 20年度 5か所(うち市立医療機関2か所:さいたま市立病院、東松山市立市民病院)

[根拠法令・要綱等]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律:第38条第2項

国の要綱:医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補

助金交付要綱

県の要綱:感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 特になし [組合せ出来る他制度] 特になし

【保健医療部】

市町村計画献血者 確保促進事業費補助金 制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 薬務課 献血·温泉·薬事情報(内線3635)

援 計画的な献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を目的として、市町村が実施する献血者 目 確保事業に対し補助する。

的

[対象事業]

献血思想の普及、市町村献血組織の育成指導、大学・高校における献血促進などに関する事業

支

[対象経費]

当該事業に要する経費

援

内

容

[支援金額(率)]

人口規模による均等割

均等割(平成21年1月1日の埼玉県推計人口による)

64,000円 人口10万人以上の市 1

人口5万人以上10万人未満の市 48,000円

人口2万人以上5万人未満の市 32,000円

28,000円

人口2万人未満の町村

〔対象団体〕 市町村

算 21年度 3,080 千円 20年度 額] 3,060 千円

(予定) 69市町村 〔採択件数・採択例〕 21年度 20年度 69市町村

市町村計画献血者確保促進事業費補助要綱 [根拠法令·要綱等]

[事業期間・採択期限] 平成20年度

【産業労働部】

夢チャレンジ事業 (夢チャレンジ型)

制度区分 県補助金 所管省庁

<u>県担</u>当課 商業支援課 商業振興担当(内線3761)

援 商店街活性化のためのソフト事業の実施に補助する。 目

的

[対象事業]

商店街、大学、NPO法人、商工会、商工会議所等が行う商店街活性化を目的としたソフト事業の実施

支

援

内

[対象経費]

物品購入費、委託費、賃金、謝礼金、印刷製本費、使用料及び賃借料、備品購入費

[支援金額(率)]

市町村補助額と同額又は補助対象経費の1/3以内で100万円以内

〔対象団体〕

容 市町村→商店街、大学、NPO法人、商工会、商工会議所等

額〕21年度 5,000千円、 20年度 6,000千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 10件 20年度 7件

[根拠法令・要綱等] 夢チャレンジ事業 (夢チャレンジ型) 補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

[組合せ出来る他制度]

【産業労働部】

#### 障害者就労支援センター 設置促進事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 就業支援課 障害者就業支援担当(内線4536)

援 障害者に身近な地域で、相談から就労支援、職場定着まで、きめ細やかにサポートする市町村の障害者 就労支援センターの設置を促進する。 目

的

[対象事業]

〔対象経費〕

市町村障害者就労支援センターの運営事業

支

内

援 など)

補助対象事業実施に必要な経費(支援センター事務局の運営に要する経費、就労支援員等に要する経費

[支援金額(率)]

対象経費の1/2 継続(上限:一市町村当たり200万円)

新規(上限:一市町村当たり150万円)

容

[対象団体] 市町村

額 21年度 32,500千円 、 20年度 28,000千円

(予定) 18件 〔採択件数・採択例〕 21年度

20年度 14件

〔根拠法令・要綱等〕埼玉県障害者就労支援センター等運営費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 事業期間 継続3年、新規4年 新規採択期限 なし

#### 生産振興総合支援事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 経済流通課 野菜·地産地消担当 (内線4143)

支援目

食料の安定的な供給等を図るため、農産物の高品質・高付加価値化、生産性の向上など、地域における 生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進する。

的

支

[対象事業]

産地強化推進事業

関係機関の連携のもと、各産地が抱える課題の明確化を図り、その課題の解決のための活動に対して 助成する。

[対象経費]

援 產地強化推進事業

協議会の開催、行動計画の作成、調査の実施、実証・試験の実施等

内 〔支援金額(率)〕

補助率 1/2以内

容 〔対象団体〕

市町村、農業協同組合、営農集団等

[予 算 額] 21年度 2,706千円、20年度 4,530千円

[採択件数·採択例]

21年度 6件(予定)

20年度 13件

[根拠法令·要綱等]

埼玉県生産振興総合支援事業補助金交付要綱

[事業期間·採択期限]

事業期間 1年間 新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕

なし

#### 地産地消支援事業費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 経済流通課 野菜·地産地消担当 (内線4106)

支 新鮮で安全・安心な県産農産物を安定的に供給し、これらを地域内で消費する「地産地消」を推進する 援 ため、市町村や生産者団体等の特色ある地産地消の実践活動や販売促進活動を支援する。

目また、食育を通じて地域農業や地域の食文化への理解を促進し、地産地消の推進を図る。

的

支

#### [対象経費]

- 1 市町村の地産地消活動の支援
  - ・市町村地産地消推進協議会の開催及び地産地消推進計画の策定
  - ・地産地消推進計画に基づく特色ある活動の展開
- 2 食育実践活動の支援
  - ・消費者を募集し、生産から収穫、加工などの体験を行い、農業や食への理解を深める活動

援

[支援金額(率)]

事業費の1/2以内(予算の範囲内)

内

#### [対象団体]

- 1 市町村等
- 容 2 市町村、NPO法人、農業協同組合、生産者団体等

〔採択件数・採択例〕21年度(予定) 12件

20年度 13件[內訳:1) 2市町3団体、2) 3市町5団体]

[根拠法令·要綱等] 地產地消支援事業費補助金交付要綱

[事業期間·採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 平成 年度

〔組合せ出来る他制度〕特になし

【農林部】

#### 農産物海外マーケット開拓 支援事業費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁 一

県担当課 経済流通課 ブランド・輸出援担当 (内線4107)

援 県産農産物の海外における販路拡大を図るため、輸出を希望する生産者団体等に対し、新たに取り組む 目 輸出促進のための環境整備を支援する。

的

支

援

内

容

#### [対象事業]

市町村、農業協同組合、生産者団体、食品関連業者が組織する団体等が行う輸出促進のための環境整備

- ・輸出品目マーケティング調査
- ・専用パッケージ等の作成
- ・海外見本市への出展・テスト輸出
- ・その他輸出促進のために必要な取組

[対象経費]

取り組みに必要な経費(公租公課(関税を含む。)は対象外とする。)

[支援金額(率)]

事業費の1/2以内(予算の範囲内)

〔対象団体〕

市町村、農業協同組合、生産者団体、食品関連業者が組織する団体

[予 算 額] 21年度 1,500千円 、20年度 2,500千円

〔採択件数・採択例〕21年度(予定) 3件

20年度 5件(市町村はなし)

[根拠法令・要綱等] 農産物海外マーケット開拓支援事業費補助金交付要綱

[事業期間·採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 平成 年度

#### 彩の国グリーンツーリズム 総合対策事業

制度区分 県補助金 所管省庁

県担当課 農地活用推進課 総務·農山村交流担当 (内4093)

援

農林産物、自然景観及び伝統文化など農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地 域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、グリーンツーリズムを推進する。

目 的

[対象事業]

1 地域連携システム整備事業

支 地方自治体、特定非営利活動法人、農林業・商工業・教育等の多様な関係者が参画して、地域の農山 村資源の再評価等を行うワークショップ活動等の地域の自発的な取組により、都市住民及び外国人旅行 者等を受け入れる地域連携システムを整備する事業。

- 農山村交流ビジネス支援事業
- (1)農山村ビジネスモデル構築事業

農山村交流ビジネスモデルの創出及び定着に資する取組を支援

(2) 子ども農山漁村交流プロジェクト支援事業 子ども農山漁村交流プロジェクトの受入態勢づくりを支援

内

援

〔対象経費〕

- 1 推進体制の整備、ワークショップ活動
- 2 事業の実施に要する経費

容

〔支援金額(率)〕

県 1/2、市町村1/2

[対象団体]

市町村、農業協同組合、農林業者等が組織する団体、第3セクター、NPO法人、PFI事業者

額〕21年度 3,550千円 20年度 8,500千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 7件

20年度 11件(日高市他10団体)

彩の国グリーン・ツーリズム総合対策事業費補助金交付要綱 [根拠法令·要綱等]

[事業期間·採択期限]事業期間 1年~3年間 新規採択期限 特になし

[組合せ出来る他制度] 特になし

【農林部】

#### 都市地域農業総合支援事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 農地活用推進課農地活用企業参入支援担当 (内4093)

援 目

都市地域の農業が有する多面的な機能を維持・発展させるため、農業者と地域住民との交流活動を通じ た農業理解や直売農業の取組などを支援する。

的

市町村等が行う都市地域農業ビジョンの策定、都市地域農業支援活動、交流活動等

支

〔対象経費〕

ビジョンの策定等に係る会議の開催、農業理解の促進や交流活動等に要する経費

援

「支援金額(率)]

県 1/2、市町村1/2

内

[対象団体]

市町村、農業協同組合等

容

額〕 21年度 1,200千円 20年度 3.200千円

(予定) 3件 〔採択件数・採択例〕 2 1 年度

> 20年度 3件(所沢市他2団体)

都市地域農業総合支援事業費補助金交付要綱 [根拠法令・要綱等] [事業期間·採択期限]事業期間 新規採択期限 特になし 1年

#### 中山間地域等支援事業

制度区分 国庫補助金·県補助金 所管省庁 農林水産省 地域整備課

県担当課 農地活用推進課総務·農山村交流担当(内4092)

|支| 中山間地域は、多様な農林産物を供給するとともに、自然環境の提供、洪水調節機能等多くの公益的機 接| 能を有しているが、急傾斜等で営農条件が不利な上に、担い手の高齢化も進んでおり、農業の衰退に伴う | 目 | 多面的機能の維持が危惧されている。

**的** このため、農業生産者等を支援し、活力ある中山間地域農業及び多面的機能の維持を図る。

#### [対象事業]

支

援

1. 中山間地域等直接支払推進事業

中山間地域等直接支払事業の趣旨の徹底、適正な対象地の指定、行為の確認等にかかる事務を行い、事業の円滑な実施を図る。

2. 中山間地域等直接支払事業

中山間地域の県土・環境保全機能を維持発揮するため、傾斜がきつく、条件の悪い農地等の管理行為に対して、耕作放棄地防止等を内容とする協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等について、平坦地との生産コスト格差内の一定額を農業者等に支払う。

## [対象経費]

推進活動費、農業生産活動費等に要する経費

内 〔支援金額(率)〕

推進事業 国 1/2・県 0 ・市町村1/2 直接支払事業 国 1/2・県 1/4・市町村1/4 "(特認地域)国 1/3・県 1/3・市町村1/3

容 〔対象団体〕

市町村、市町村→農業者等

[予 算 額] 21年度 31,538千円 20年度 28,446千円

採択件数・採択例〕 21年度 15市町村(秩父市ほか14市町村)

20年度 15市町村(秩父市ほか14市町村)

[根拠法令·要綱等] 中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

[事業期間·採択期限] 事業期間 5年 新規採択期限 平成21年度

〔組合せ出来る他制度〕 特になし

【農林部】

# みどりの学校ファーム推進事業 制度区分 県補助金

所管省庁

**県担当課** 農地活用推進課農地活用·企業参入支援担当(内4097)

援 学校を単位に周辺の遊休農地等を活用して、植え付けから収穫までの複数の生育過程を体験する「学校 目 ファーム」の設置を支援する。

的

支

援

内

#### [対象事業]

1. 市町村推進協議会設置支援事業

県が推奨する学校ファームを、県内の全小中学校に設置するためには、市町村の推進体制及び地域における支援体制の確立が必要である。このため、市町村における学校ファーム推進体制の構築と地域住民、NPO法人等による支援体制の確立を進める。

2. 学校ファーム実践事業

小中学校における農業体験の実施状況をみると、小学校における実施割合に比べ、中学校での実施割合は低い水準に止まっている。全小中学校に学校ファームを浸透させていくため、地域と一体となって学校ファームに取り組む小中学校に対して支援し、学校ファームの普及を図る。

〔対象経費〕

市町村推進体制の整備や学校ファームに取り組むために要する経費

〔支援金額(率)〕

県 10/10

[対象団体]

**容** 市町村、市町村推進協議会

[予 算 額]21年度 12,600千円 20年度 -円採択件数・採択例]21年度 70(市町村、市町村推進協議会)

20年度 なし

[根拠法令・要綱等] 未定(みどりの学校ファーム推進事業補助金交付要綱)

[事業期間·採択期限] 事業期間 3年 新規採択期限 平成23年度

経営構造対策事業費補助金 (経営構造対策推進事業費補助金)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 農地活用推進課 経営構造対策担当 (内4095)

援 目

農業・農村の構造改善等を図るための多様な地域整備を行うことにより、認定農業者などの担い手とな る経営体の確保・育成を図り、効率的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立する。

的

経営構造対策等の実施により地域農業の構造改善を図ろうとする市町村が、調査・検討・計画づくり 支 を行う

[対象経費]

援 経営構造対策等の実施により地域農業の構造改善を図ろうとする市町村が行う調査・検討・計画づく りに要する経費

内 〔支援金額(率)〕

事業費の1/2以内(予算の範囲内)

容

〔対象団体〕

市町村

2 1 年度 算 額]

200 千円 、 20年度 200 千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 2件

20年度 1 件

[根拠法令·要綱等] 経営構造対策事業費補助金交付要綱

[事業期間·採択期限]事業期間 1年 新規採択期限 平成21年度

[組合せ出来る他制度] 特になし

【農林部】

#### 森をまもる活動支援事業

制度区分 国庫補助金・県補助金

所管省庁 林野庁 企画課

県担当課 森づくり課 森林活動支援担当(内4310)

森林所有者等による森林施業計画に基づく計画的かつ一体的な施業の実施に必要な「施業の実施区域の 援 明確化作業」等に対する支援及び、森林施業計画の作成を促進するために林業事業体等による施業の集約 化に必要な「森林情報の収集活動」を支援する。 目

的

[対象事業]

1. 森林整備地域活動支援事業 支

森林施業計画の認定を受けている森林において、施業実施区域の明確化作業や歩道の整備等に対 し、一定額を協定者(施業計画作成主体)に交付する。

2. 森林情報収集活動支援事業

森林施業計画が策定されていない森林を対象として、施業計画を作成するために必要な森林情報の 収集活動に対して、一定額を協定者に交付する。

[対象経費]

地域活動、森林情報の収集活動等に要する経費

内

援

「支援金額(率)]

1/2・ 県 1/4 ・市町村 1/4

容 [対象団体]

森林組合、森林所有者等

240千円 、 額 2 1 年度 18. 20年度 19,200千円

(予定) 7市町村 〔採択件数・採択例〕 21年度

> 20年度 7市町村

[根拠法令・要綱等] 森林整備地域活動支援交付金実施要領

〔事業期間・採択期限〕事業期間 1~5年 新規採択期限 平成23年度

#### 農業団地整備促進モデル事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 農地活用推進課 農地活用企業参入支援担当(内線4033)

又 援 遊休農地を活用して農地の団地化を図り、本県農業の新たな担い手となりうる企業等の参入促進を通 目 じ、本県の農業生産力を一層強化する。 的

[対象事業]

市町村が行う、企業が参入可能な地区を把握するための意向調査や、参入を推進する地区での地域説明 **支** 会の開催等

[対象経費]

1 地区で意向調査を行うための経費

2 地区説明会を開催するために必要な経費

〔支援金額(率)〕 地域推進事業 定額

内

援

〔対象団体〕 市町村

容

〔採択件数・採択例〕21年度 (予定)3件

20年度 0件 (21年度新規事業)

[根拠法令·要綱等]

[事業期間·採択期限] 事業期間 3年 新規採択期限 平成23年度

〔組合せ出来る他制度〕耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金

【農林部】

#### 先進的総合防除対策事業

制度区分 国庫補助金 所管省庁 農林水産省

県担当課 農産物安全課 有機·安全生産担当 (内線4049)

| 支 | 接 | 病害虫の発生予察の実施や天敵利用、フェロモン利用など各種の防除技術を総合的に組み合わせる先進 | 目 | 的な防除体系を確立し、農薬使用量の削減を行う地域の取組を支援する。

**的** 「対象事業〕

農協、生産者団体の取り組む総合防除の実践に対する補助

支

「対象経費〕

県の策定する I PM実践指標に基づいた防除の実践に係る掛かり増し経費 (研修会の開催、資材の購入等)

援

[支援金額(率)]

先進的総合防除対策事業 1/2以内

内

〔対象団体〕

農協、生産者団体等

容

〔予 算 額〕21年度 250千円 、 20年度 250千円

〔採択件数・採択例〕21年度 (予定) 1件 20年度 1件(深谷市)

[根拠法令·要綱等]

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

安全安心農産物確保対策推進 事業 (GAP実践事業)

制度区分 国庫補助金 所管省庁 農林水産省

県担当課 農産物安全課 欄·安全選 (内線4057)

支 援 GAP(農産物の生産から出荷に至る全ての農作業の工程で安全性等をチェック・管理する手法)の普 目 及推進を図る。

的

[対象事業]

生産現場におけるGAPの導入に対して助成する。

支

〔対象経費〕

GAP導入のための研修会等の開催、調査等の実施GAPチェックリストの策定等、に係る経費

援

[支援金額(率)]

GAP実践事業 1/2以内

内

〔対象団体〕

市町村、農協、営農集団等

容

2, 000千円 、 額〕21年度 20年度 2,000千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 4件

20年度 5件 GAP実践事業費補助金交付要綱 [根拠法令·要綱等]

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

[組合せ出来る他制度] なし

【農林部】

安全安心農産物確保対策推進 県補助金 制度区分

事業(トレーサビリティ確立 所管省庁 事業) 県担当課 農産物安全課 欄・安全選 (内線4057)

支 援 |整備を支援する。 目

先端技術を活用したトレーサビリティシステムを確立し、食の安全及び消費者の信頼確保に向けた体制

的

[対象事業]

市町村、農協、営農集団(生産者)等が導入するトレーサビリティシステムの整備

支

[対象経費]

生産・流通情報の開示等を行うための機器類の整備等に係る経費

援

[支援金額(率)]

トレーサビリティ確立事業 1/2以内

内

[対象団体]

市町村、農協、営農集団(生産者)等

容

300千円 算 額〕21年度 20年度 300千円

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 1 件

20年度 1件 トレーサビリティシステム確立事業補助金交付要綱

[根拠法令・要綱等] [事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし

## 埼玉県農業経営基盤強化資金 利子助成補助金

制度区分 県補助金 所管省庁

県担当課 農業支援課農業資金担当(内線4088)

援 目

農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、低利資金の円滑な融通 を図り、計画達成を支援することにより、効率的・安定的な経営体を育成する。

的

[対象事業]

農業経営基盤強化資金を借り受けた認定農業者に対して市町村が行う利子助成事業

支

[対象経費]

利子助成事業に要する利子助成金であって、あらかじめ県の利子助成補助承認を受けたもの

援

内

容

[支援金額(率)]

市町村利子助成率 0.32% (平成21年3月18日現在。金利改定に伴い変動あり。) うち県利子助成補助率 0.16% (県は市町村利子助成金の2分の1を補助)

農業経営基盤強化資金利子助成事業を実施している市町村

額〕21年度 6, 636千円 、 20年度 5,880千円

〔採択件数・採択例〕21年度 件

> 20年度 3 2 件 深谷市農業経営基盤強化資金利子助成事業(深谷市)他

[根拠法令·要綱等]

[事業期間・採択期限] 事業期間 25年 新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕特になし

## 農作物災害緊急対策事業 農業災害資金利子補給補助金

制度区分 県補助金

【農林部】

所管省庁

県担当課 農業支援課 農資組 (内線4088)

普及活動担当 (内線4047)

援 目

降ひょう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災による災害によって損失を受けた農業を 営む者に対し、農業生産力の維持及び農業経営の安定を図るために補助措置を講じる。

的

援

埼玉県農業災害対策特別措置条例の適用となり、その災害を知事が「特別災害」と指定した場合、市町 村長が、「特別災害」で被害を被った農業者に対して「知事が定める助成措置」を講じる場合、県が市町 村に対し、その経費の一部を補助金として交付する。

助成措置は以下の2事業である。

農作物災害緊急対策事業

災害による被害農業者を対象にした、農作物被害の軽減と農業生産力の早期回復を図るための補助。

農業災害資金利子補給補助金 (農業近代化資金等融通円滑化事業) 災害による被害農業者の経営の回復を図るため、農協等が融資する農業災害資金の利子補給。 [対象経費]

内 農作物災害緊急対策事業

> 病害虫の防除用農薬購入費、樹勢又は草勢の回復用肥料購入費、代替策又は次期作用種苗及び肥料購 入費、蚕種又は苗木の購入費、茶樹の樹勢更新のための中刈り若しくは台刈り経費、水稲の種苗又は 桑葉の輸送費(「特別災害」の指定条件により対象経費の内容は異なる。)

容 農業災害資金利子補給補助金(農業近代化資金等融通円滑化事業) 農協等が融資する農業災害資金の利子補給経費。

「支援金額(率)]

農作物災害緊急対策事業 補助対象経費の1/2以内の額

農業災害資金利子補給補助金(農業近代化資金等融通円滑化事業) 貸付利率:0%(利子補給 県0.9%、市町村0.9%)

貸付限度額:500万円(償還6年以内、据置1年)以内

[対象団体]

市町村

算 額〕21年度 10,719千円(融資枠1億3千5百万円)、20年度 11,287千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 - 件

> 20年度 1 町(農業災害資金利子補給補助金)

[根拠法令・要綱等]埼玉県農業災害対策特別措置条例

[事業期間・採択期限] 事業期間 一年 新規採択期限 特になし

#### 水産業活性化対策事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 生產振興課 內水面漁場管理委員会・水産担当 (内線4151)

援

支

内

容

ブラックバス、ブルーギル等の外来魚の駆除を実施することにより、漁業や在来水生生態系への被害を 目 防ぐとともに、水生生態系の復元を行う。

的 [対象事業]

外来魚駆除対策事業 1

外来魚による漁業被害や在来水生生態系への悪影響が生じている水域や今後の影響が懸念される 水域における外来魚の駆除。

外来魚処理対策事業

漁業活動や駆除事業等により捕獲された外来魚の回収、処理。

援 漁場生態系復元事業

(1) 漁場生態系復元事業

外来魚により、在来水生生態系への悪影響が生じている水域において、外来魚の駆除とともに生 態系復元のための増殖事業の実施。

(2) 密放流防止対策

外来魚密放流防止の啓発等資源抑制対策のために実施する啓発資料及び掲示板等の作成等。

事業検討会

事業を効果的かつ円滑に実施するための、検討会の開催。

〔対象経費〕

対象事業の実施に要する経費

〔支援金額(率)〕

補 助 率 1/2以内

[対象団体]

市町村、漁業協同組合連合会、漁業協同組合

[予 算 額] 2 1 年度 450千円 20年度 450千円

[採択件数·採択例]

2 1 年度 4件(予定)

20年度 4件

[根拠法令·要綱等]

「外来魚被害緊急対策事業」補助金交付要綱

[事業期間·採択期限]

事業期間 1 年間 新規採択期限 特になし

[組合せ出来る他制度]

なし

【県土整備部】

# 総合流域防災事業(洪水ハザードマップ調査補助)

制度区分 国庫補助金・県補助金

所管省庁 国土交通省

**県担当課** 河川砂防課防災担当 (内線5137)

支 援 水災による被害の軽減のため、市町村が行う洪水ハザードマップ調査事業に対し、予算の範囲内におい 目 て補助金を交付する。 的

「対象事業〕

洪水ハザードマップ作成に係る調査

支

〔対象経費〕 委託費

援

[支援金額(率)]

国は補助対象事業費の1/3以内。 県は補助対象事業費の1/3以内。

内

〔対象団体〕

市町村'(政令指定都市を除く)

容

[予 算 額] 21年度 6,000千円(県費ベース)、20年度 9,000千円

[採択件数・採択例] 21年度 (予定) 6件

20年度 9件 (深谷市、草加市ほか)

[根拠法令·要綱等] (国)総合流域防災事業実施要領

(県) 埼玉県総合流域防災事業費 (洪水ハザードマップ調査補助) 補助金交付要綱

[事業期間·採択期限] 事業期間 当該年度 新規採択期限 平成21年度

[組合せ出来る他制度]

【都市整備部】

## みどりと花の公園づくり

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 公園スタジアム課 公園計画担当(内線5401)

**支** 援 みどりの 目 よる植樹活

みどりの基金を活用し、県民の環境に関する意識の醸成と公園緑化を目的に、公園における住民参加による植樹活動やみどりの普及啓発活動などに係る費用を補助するもの。

的

支

援

#### 〔対象事業〕

・みどりの普及啓発事業

· 苗木等購入事業

#### [対象経費]

・みどりの普及啓発に資する講習会等に係る費用

・都市公園内に植樹・植付するための苗木等の購入費及び客土等の材料費

#### [支援金額(率)]

• 補助率

1/2

内・補助限度額

1市町村あたり 1,000千円

#### 〔対象団体〕

・市町村

容

[予 算 額] 21年度 4,000千円、20年度 5,000千円

〔採択件数・採択例〕 2 1 年度 未定 2 0 年度 4 件

[根拠法令・要綱等]埼玉県みどりと花の公園づくり推進事業費補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 なし

【教育局】

# 学校教育に係る市町村総合助成金 制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 義務教育指導課(内線6777)

支 援 学校教育に係る市町村の様々な取組を総合的に支援することにより、市町村の自主性・自立性を促進す 目 るとともに、地域に根ざした教育行政サービスの充実に寄与する。 的

#### 〔対象事業〕

- 1 基礎・基本の徹底
- (1) 学力向上支援員配置事業
  - → 確かな学力を育成するため、学力向上支援員の配置に対する支援
- (2) 理科実験ボランティア配置事業
  - → 中学校における理科の実験等を補助する外部指導者の配置に対する支援
- (3) 幼・保・小交流事業
  - → 幼稚園・保育所と小学校の学校間交流などの連携に対する支援
- (4) 中学校スポーツエキスパート活用事業
  - → 運動部活動への外部指導者の派遣事業に対する支援
- 2 いじめ・不登校の防止
- (1) いじめ・不登校対策充実事業
  - ア 中学校配置相談員助成

相談員の中学校への配置事業に対する支援(さいたま市を除く全中学校対象)

イ 小中連携事業助成

小学校と中学校の連携事業に対する支援

- 3 子どもたちの社会力の育成
- (1) 中学生職場体験推進事業
  - → 中学校における職場体験学習プログラムを活用した職場体験学習に対する支援

# [対象経費]

事業ごとに定める、事業に直接必要とする経費

容

支

援

内

[支援金額(率)]

事業ごとの助成基準額と助成対象経費の支出額のいずれか少ない方の額に下記の補助率を乗じて 得た額

- $1 (1) \rightarrow 1/2, \quad 1 (2) \rightarrow 1/2, \quad 1 (3) \rightarrow 1/2$
- $1 (4) \rightarrow 1/3$ ,  $2 (1) 7 \rightarrow 2/3$ ,  $2 (1) 4 \rightarrow 1/2$ ,
- $3(1) \rightarrow 1/2$

#### 〔対象団体〕

- 1 (1) →8市町村、1 (2) → 5市町村、1 (3) → 2市町村
- 1 (4) →市町村、 2 (1) ア→69市町村、2 (1) イ→8市町村
- 3 (1) →8市町村

[予 算 額] 21年度 381,152千円、20年度 499,345千円 [採択件数・採択例] 21年度 未定

20年度 1 (1) 6件、1 (2) 2件、1 (3) 1件、1 (4) 36件、2 (1) ア 69件、2 (1) イ 2件、3 (1) 5件、

[根拠法令・要綱等] 学校教育に係る市町村総合助成金交付要綱(19.4.1適用)

[事業期間・採択期限] 事業期間 未定 新規採択期限 なし

【教育局】

#### 放課後子ども教室推進事業費 補助金

制度区分 国庫補助金・県補助金 所管省庁 文部科学省 生涯学習推進課 県担当課 家庭地域連携課 (内線6976)

支 すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの 援 活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地 目 域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育 的 まれる環境づくりを推進する。

[対象事業·対象経費]

支 1

1 放課後子ども教室推進事業

(1)放課後子ども教室運営費

1 教室あたり 2,037千円を上限

(2) 運営委員会経費

1市町村あたり 776千円を上限

(3) コーディネーター経費

1人あたり 925千円を上限

2 放課後子ども教室備品整備事業

1 教室あたり 254千円を上限(1回限り) 1

額

・学習アドバイザー: 1,480円/h を上限・コーディネーター : 1,480円/h を上限

:1,330円/h を上限

対 象 経 費

放課後子ども教室の運営に必要な経費

安全管理員

1,400 1/11 を工限

放課後子ども教室実施のための備品の整備 に必要な経費

〔支援金額(率)〕

対象経費の2/3 (国1/3、県1/3)

容

援

内

〔対象団体〕

市町村(政令指定都市、中核市を除く。)

〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定)38市町

20年度 31市町(熊谷市、行田市ほか)

〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県放課後子ども教室推進事業等補助金交付要綱

[事業期間・採択期限] 特になし [組合せ出来る他制度] 特になし

【教育局】

## 市町村人権教育指導研修 事業補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 人権教育課 (内線6895)

援 市町村における人権教育の推進を図るため、人権教育に関する指導者の養成を行う市町村に対し補助金 目 を交付する。

的

[対象事業]

市町村人権教育指導研修事業

支

[対象経費]

事業に直接必要とする謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費及び使用料

援

[支援金額(率)]

補助率 補助対象経費の1/2以内で、年額100,00円を限度とする。

内

[対象団体]

14市町村

容

〔採択件数・採択例〕21年度 (予定)14件

20年度 14件

[根拠法令・要綱等] 市町村人権教育指導研修事業補助金交付要綱 [事業期間・採択期限] 事業期間 1年 新規採択期限 特になし